

## 戦争法案の強行採決に強く抗議する声明

2015年9月19日未明、与党である自由民主党及び公明党は、前々日の参議院安保法制特別委員会における暴力的な強行採決に続き、参議院本会議において、「国際平和支援法案」及び既存10法の改定案を一括した「平和安全法制整備法案」（以下「戦争法案」という）の採決を強行した。日本民主法律家協会は、廃案を求める数万人の国民が連日国会を取り囲み、反対の声が全国に燎原の火のように広がる中、これら国民の声にあからさまに背を向けた暴挙に強く抗議する。

戦争法案は、他国防衛のための武力行使である集団的自衛権の行使を認め、また戦闘する他国軍隊のための兵站活動を「後方支援」の名の下に認めるものであり、日本の自衛隊が、我が国が他国から何ら武力攻撃を受けていない場合にも、アメリカの要請に応じていつでも、世界のどこにでも出向き、アメリカの戦争に加担することを可能にする、まさに戦争のための法案である。

この法案が、戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認を定める日本国憲法第9条に違反することは明白であり、集団的自衛権は憲法上認められないと言明してきた歴代政府の憲法解釈にも明白に反するものである。

国会での審議が進む中、230名を超える憲法学者の声明や憲法審査会に参考人として出席した3人の憲法学者の態度表明などに見られるように、圧倒的多数の憲法専門家が法案は違憲であると批判し、歴代内閣法制局長官も、また元最高裁長官をはじめとする多くの元裁判官らも法案の違憲性を強く指摘した。こうした中で政府が、集団的自衛権など何ら判断していない1959年の砂川事件最高裁判決を法案の合憲性の根拠として持ち出したのは恥ずべき暴論である。

また政府は、集団的自衛権行使の要件とする「存立危機事態」がいかなる場合であるかの説明を二転三転させ、結局、立法事実を何ら明らかにすることができなかった。このように国会での審議が全く尽くされていないにもかかわらず、97日間という異例の会期延長の期限が迫る中、与党は、参議院安保法制特別委員会では奇策と暴力を用い、採決無効どころか不存在というべき暴挙をもって法案を「可決」し、本会議では議席の数の力だけをたよりに法案を成立させた。民主主義を踏みにじり、国会の存在意義を失わせる暴挙という他ない。

戦争法案は強行されたが、法案に反対する国民の声は日ごとに高まった。未曾有の共同行動を作り出した「戦争をさせない・9条擁護すな！総がかり行動実行委員会」が呼びかけた8月30日の行動には、12万人もの人々が大河のように国会周辺を埋め尽くした。学生らの「SEALDs」、1万4千人が賛同した「安全保障関連法に反対する学者の会」、日本弁護士連合会等々の幅広い運動もあいまって、何らの組織にも属さない一人一人の個人が「戦争を阻止したい」というやむにやまれぬ思いで自覚的に行動に参加するに至った。ここに、平和憲法が、戦後70年をへて、まさに主権者国民一人一人の強い意思であることが確認され、広く共有されたのである。

日本民主法律家協会は、60年安保闘争における法律家の運動を母体として創立された。この闘いに学び、今回の戦争法案に対しては、社会文化法律センター、自由法曹団、青年法律家協会弁護士学者合同部会、日本国際法律家協会、日本反核法律家協会と共に「改憲問題対策法律家6団体連絡会」を組織し、日本労働弁護団とも連携して共同の力で精力的に闘い、歴史的な国民運動を生み出す一翼を担った。

戦争法は違憲無効であり、何よりも平和を願う国民の意思に反する。憲法9条は今いつそう輝きを増している。私たちは、戦争法案反対に結集したすべての方々と手を取り合い、戦争法を廃止し、「壊憲」と明文改憲の企みを打ち砕くために、今後も全力を尽くす決意である。

2015年9月19日

日本民主法律家協会  
理事長 森 英樹  
事務局長 米倉 洋子